

大阪市立港近隣センター特別管理産業廃棄物
（低濃度P C B汚染物）収集運搬・処分業務
委託

仕 様 書

大阪市港区役所

第1項 特別管理産業廃棄物処理

1 法の順守

大阪市港区役所（以下「発注者」という。）及び本契約を受託したもの（以下「受注者」という。）は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）及びその他関係法令等を遵守するものとする。

2 特別管理産業廃棄物処理工

本業務は、大阪市港区八幡屋1丁目4番20号の特別管理産業廃棄物保管場所に保管している特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を収集運搬及び、処分するものである。

- (1) 本業務における排出事業者とは、発注者とする。
- (2) 廃棄物の種類は、低濃度 PCB が付着したトランス及びコンデンサであることから「低濃度 PCB 汚染物(トランス・コンデンサ)」とする。
- (3) 受注者の責任範囲

受注者は、2-(2)の責任範囲を証するものとして、以下の許可証等の写しを契約書へ添付するとともに発注者へも提出すること。

ア 法に規定する(ア)の許可および(イ)の許可（認定）を有していること。

ただし、(イ)の認定Bの認定証に記載されている「収集又は運搬の有無」が「有」の場合には、許可(ア)は不要とする。

(ア) 法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

当該産業廃棄物を積込む場所（大阪府知事又は大阪市長）と降ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の許可証の写し

許可項目：PCB 汚染物

(イ) 以下の許可Aまたは認定B

A 法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可

当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可証の写し

許可項目：PCB 汚染物(トランス・コンデンサ)

B 法第15条の4の4第1項に規定する環境大臣の廃ポリ塩化ビフェニル等に係る低濃度 PCB 廃棄物無害化処理の認定証の写し

認定項目：PCB 汚染物(トランス・コンデンサ)

また、契約期間中に許可事項に変更が生じた場合、発注者へ通知するとともに、変更後の許可証等の写しを監督職員に提出すること。

(4) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から運搬・処分を委託された廃棄物を認定(許可)証のとおり処分すること。

(5) 最終処分(再生先)の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から運搬・処分を委託された廃棄物の最終処分(再生含む)に関することを様式1に記載し、最終処分(再生)先との契約書及び処分許可証の写しを添付のうえ提出すること。

(6) 本業務委託契約後、速やかに着手関係書類を監督職員に提出すること。

(7) 受注者は、現場着手前に業務計画書(運搬計画書又は処理計画書)を作成し、監督職員へ提出すること。

なお、業務計画書には、次の事項について記載すること。また、施工方法及び施工工程等について監督職員と十分協議し、その他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。

業務概要、計画工程表、業務組織表、施工機械(車両)、施工方法、安全管理、緊急時の連絡体制及び対応、運輸経路、許可証及び証明書

(8) 発注者には積込み等に使用する設備等が無いため、運搬受注者において産業廃棄物の積込みに必要な作業員または機械器具等を用意すること。

(9) 廃棄物の積込運搬に使用する車両は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両を使用し、粉じん等の飛散防止(飛散防止シート等)を行うこと。また、過積載にならないよう十分注意し、業務計画書に過積載防止に関して記載すること。

(10) 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

(ア) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス:<https://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

(イ) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

(ウ) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。

(エ) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

- (11) 本業務において、業務内容以外の廃棄物が生じた場合は、監督職員に報告すること。
- (12) 運搬受注者は、従業員がさまざまな人権問題について正しい知識を持って業務を遂行するよう適切な研修を実施すること。

3 業務委託場所及び収集運搬・処分する機器、適正処理に必要な情報は次のとおりである。

(1) 業務委託場所及び数量（参考）等

・業務場所：大阪市港区八幡屋1丁目4番20号（大阪市港区役所特別管理産業廃棄物保管所）

・収集運搬・処分する機器（詳細は下記参照）

愛知電機製 単相変圧器 1台

愛知電機製 三相変圧器 1台

日本コンデンサ工業株式会社製 高圧進相コンデンサ 1台

製造番号	冷却方式	形式	油量 (ℓ)	総重量 (kg)	製造年 (年)	外形寸法 (cm)	PCB 濃度 (mg/kg)
006961	不明	油入型	65	197	1974	56.5×60.5×81	4.1
743784A	油入自冷式	油入型	240	610	1974	88.5×67×126	1.6
SJ42442	—	NEF-66010R	5.3	14	1974	43×10×35	12

※ PCB 濃度分析結果は、別紙1及び別紙2のとおり。

※ 数量が増減した場合は、監督職員と協議すること。

(2) 適正処理に必要な情報の提供

表－1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2第6号に基づく記載事項

項 目	内 容
腐敗・揮発等性状の変化に関する事項	なし
混合等により生ずる支障	なし
廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機の処分	なし
その他取扱の注意事項	なし

(3) 責任範囲

受注者の責任範囲は、発注者から委託された廃棄物をその積み込み作業の開始から処分の完了まで、法及びその他関係法令等に基づき適正に処理することとする。

受注者は発注者に対し、受注者の責任範囲に属する業務について法及びその他関係法令等に違反した業務を行い、それによって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

(4) 収集運搬・処分対象物



(5) 業務完了期限

令和8年3月31日

第2項 その他

1 業務責任者について

受注者は、委託業務における業務責任者（1名）を定め、発注者に通知すること。なお、業務責任者は、受注者と直接雇用関係にあるものとする。

2 契約解除後の措置について

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

受注者は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく、受注者の義務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての義務を自ら実行するか、若しくは、発注者の承諾を得た上で許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

受注者が、他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がない時には、受注者はその旨を発注者に通知し、資金の無いことを明確にしなければならない。

ない。

上記の場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり発注者の費用をもって、受注者のもとにある廃棄物の処分を行わせるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある、未だ処理されていない廃棄物を、発注者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは、受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し、当該運搬の費用を請求することが出来る。

3 再委託に関する項目について

(1) 業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 本業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬及び低濃度 PCB 汚染物の無害化処理

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(6) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

(7) なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

4 特記事項

次の特記仕様書を順守のうえ、事業を実施すること。

- (1) グリーン配送に係る特記仕様書
- (2) 暴力団等の排除に関する特記仕様書
- (3) 不適正な契約事案の再発防止対策における特記条項
- (4) 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書
- (5) 生成 AI 利用に関する特記仕様書

5 その他

- (1) 本業務に際し、受注者は速やかに監督職員と打合せを行い業務に着手すること。また、作業中は関係法令を遵守し、事故を未然に防止すること。
- (2) 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。また、業務遂行については適切な安全対策を施し、業務遂行上の労働災害の適用については受注者の負担する保険とする。
- (3) 業務にかかり、必要な壁の補修等の作業についても、本市職員の承諾を得た上で、実施すること。

別途、費用が発生した場合も、契約金額に含まれるとみなし、発注者はその費用について一切負担しない。

- (4) 仕様書に記載されていないもので、作業実施上必要と認められる軽微なものについては、本市職員の指示により行い契約金額の範囲内で実施すること。
- (5) 作業完了時は仮設物の撤去、後片付け及び清掃等を実施し、本市職員の承諾を得ること。
- (6) 本業務の完了後は、受注者は速やかに業務完了通知書を作成し、監督職員に提出すること。
- (7) この契約に定めのない事項又は、この契約の各事項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、監督職員と協議し、取りきめるものとする。
- (8) 受注者は、本業務の履行上知りえた情報を発注者の承諾を得ずに使用、貸与又は公表してはならない。
- (9) 受注者は、特別管理産業廃棄物収集運搬及び低濃度 PCB 汚染物の無害化処理を再委託することはできない。
- (10) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、承諾を得た場合は、この限りでない。
- (11) 本仕様書に疑義がある場合は、事前に確認し、内容を熟知しておくこと。なお、契約後の疑義は本市の解釈とする。

第3項 機材及び材料

- 1 本業務委託に使用する機材・材料は、全て受注者において調達すること。

(問合せ先)

大阪市港区市岡 1 - 1 5 - 2 5

大阪市港区役所 協働まちづくり推進課

担当：田中・柳

電 話 0 6 - 6 5 7 6 - 9 7 3 4

F A X 0 6 - 6 5 7 2 - 9 5 1 2

分析結果報告書

計量証明事業登録(大阪府) 濃度第10035号
財団法人 関西環境管理技術センター
〒550-0021 大阪市西区川口2丁目9番10号
電話 (06) 6583-3262(代表)

[illegible]

試料採取日時	平成22年5月31日	試料名	絶縁油	採取者	関西電気保安協会
		天 候	—	持込者	当所 竹島
試料採取場所	港隣センター	気温(℃)	—	受付日	平成22年6月11日
		水温(℃)	—	試料コード	特3156—九4～5

報告書番号 P281096
発行年月日 平成29年2月22日

分 析 結 果 報 告 書

株式会社鐵興 様

大阪環境保全株式会社
大阪市住吉区戎庫子東2丁目6-17
計量証明事業登録番号 大阪府(濃)第10086号
分析管理責任者 崎 治彦

業 務 名 : 港近隣センター受変電設備改修工事

試料名 : コンデンサオイル
対象機器名称 : 高圧進相コンデンサ
型 式 : NEF-66010R
製造番号 : SJ42442
製造年月 : 1974年1月
製造会社 : 日本コンデンサ工業株式会社
試料採取場所 : 港近隣センター 電気室
試料採取年月日 : 平成29年2月14日
試料受取年月日 : 平成29年2月15日
試料の由来 : 依頼者採取、郵送試料
検査分類 : 絶縁油中の含有量試験

御依頼を受けました上記試料についての分析の結果を次のとおり報告致します。

分 析 の 対 象	単 位	分 析 の 結 果
P C B	mg/kg	12

分析の方法 : 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)
(平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)
2.1.2 加熱多層シリカゲルカラム/アルミナカラム/キャビタリーガスクロマトグラフ/電子捕獲型検出器(GC/ECD)法
検出下限値 : 0.15 mg/kg
基準値 : 0.5 mg/kg以下

最終処分場所、方法及び処理能力

発注者から受注者に委託された廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の 番号	中間処理後の 廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

再生先 の番号	中間処理後の 廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力